

平成24年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成24年9月10日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	西本喜一
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	乾善亮
福祉課長	植村俊彦	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一
都市整備課長	井上貴至	会計管理者	野崎一也
教委総務課長	西川肇	生涯学習課長	佃田真規
上下水道部長	谷口裕司	下水道課長	上田俊雄

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 11番 飯高議員

1. 自主防災組織の確立と実効性のある体制づくりについて
 - ①自主防災組織設立への推進について問う。
 - ②自主防災組織の実効性のある体制づくりについて問う。
2. 自治体データのクラウド化について
 - ①クラウド化の認識について問う。
 - ②クラウド化のメリット・デメリットについて問う。
 - ③自治体データのクラウドの導入について問う。
3. 「いじめ問題」について
 - ①今般の「いじめ問題」における認識について問う。
 - ②「いじめ」の兆候を早期発見できる体制について問う。
 - ③「いじめ」の防止対策について問う。

〔2〕 5番 伴議員

1. 上水道の耐震化について
 - ①現在の水道管の耐震化率を伺う。
 - ②今後の耐震化計画はどのように検討されているのか。
 - ③町内全域のループ化整備は考えているのか。
2. 全国学力テストについて
 - ①本年度の全国学力テストの本町の学校の結果について。
 - ②今まで行われてきた結果と今回の結果からの教育委員会の所見を伺う。
 - ③初めて理科のテストが行われたが、理科に対する本町は特色ある学習カリキュラムをされているのか。

〔3〕 14番 木澤議員

1. 消防の広域化について
 - ①消防力整備指針から見た西和消防本部の充足率について。
 - ②広域化後、消防の整備基準が低下することはないか。
 - ③広域化により、消防車の初動出動台数増や、現場到着時間の短縮ができる
とされているが、西和消防の現状は。

- ④広域化により、現場要員の増強や予防や救急の高度化、専門化ができるとされているが、西和消防の現状は。
- ⑤消防無線デジタル化の必要性和財政負担について。
- ⑥広域化により、現在11の消防本部が1つの消防本部、1つの指令センターになることで、通報件数が多すぎて対応できなかつたり、指令センターに事故があつた際のリスクが生じないか？
- ⑦消防職員の給与が消防本部間で相当な格差があると言われてるが、消防本部ごとの給与はどうなつてるのか。
- ⑧住民への説明等についてどう考へてるのか。
- ⑨今後のスケジュールと現時点での町長の考へ方について。

2. ごみ問題について

- ①不燃ごみが荒らされる事態への対策・対応について。

〔4〕10番 坂口議員

1. 小、中学校におけるいじめについて

- ①いじめ問題への認識と対応について。
- ②いじめの実態について。
- ③県が実施するいじめのアンケートについて。
- ④児童、生徒への道徳教育について。

〔5〕13番 里川議員

1. 次世代育成支援に係わることについて

- ①いじめ問題とその後の対応について連日報道されている
 - ・不登校との関連や実態把握について。
 - ・教育委員会として問われる対応について。
- ②子育て新システムの問題点と今後の町のあり方について。
- ③公園・広場の確保と子どもの健全育成の関係について。

2. 介護保険制度改正後に見えてきたものは把握しているのか

- ①生活援助の時間短縮から見えてきたものをどうとらえ今後どう対応していくのか。

3. 公共事業に奈良県産の木材を使うことについて

- ①市町村に計画策定が求められているが、現在の状況はどうなつてるのか。
- ②住宅リフォーム制度との関係について（耐震も含めた全体）。

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開会)

○議長（嶋田善行君） おはようございます。ただいまの出席議員は、15名で全員出席であります。これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ、定めた順序に従い質問をお受けいたします。

はじめに、11番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

それでは、1番目の自主防災組織の確立と実効性のある体制づくりについてであります。

ご承知のように東日本の震災から1年半、また、去年の台風12号から1年が経過をいたしました。各地においては復興に向けた支援はされているものの、しかしながらまだまだ支援が必要でございます。また、防災に対する意識が深まる中、先日、内閣府では東海沖から四国沖の南海トラフで巨大地震が発生した場合において、県内では最大約1,700人が死亡するとの被害想定を公表されております。さらに、関東から西の30都道府県では最大32万3,000人が死亡するおそれがあるとのことです。国においては最悪の事態に備えて特別法制定の検討をされております。また、この奈良県におきましても、今回の被害想定結果を新しい防災計画に生かすよう進められています。今、各地では防災力の強化への意識が高まる中、備えのための地域力を生かした対策が必要でございます。

当町においても、備えを万全にするための防災計画が、今、検討をされているところでございますが、地域防災力を強化する、強化を図るため、7月21日に「自助、近助、共助でつくる災害に強いまち」と題して防災講演を開催されました。

この中では、やはり防災危機管理のポイント、また巨大地震が発生したときの対処、近隣の助け合いなど具体的にわかりやすく講演をいただき、非常に参考になりました。また、自主防災組織、自警消防団の設立について地域の自主防災活動の促進を図るため、防災組織の活動強化のための支援が今後必要であることから、その組織の設立に向けての説明もありました。

今回の一般質問では、自治会に防災組織の設立に向け、どのように訴え進めていくのか、また実際に組織設立後において実質的な体制づくりを具体的にどのように進めていくのかなど、重要なポイントとなることから、主に2点について質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。自主防災組織設立の推進について。

自治会においては組織の理解を得るためには、防災の重要性から、また、防災組織設立に

至るまでわかりやすく詳細にわたり説明をする必要があります。また、より多くの自治会が設立できるよう取り組みが必要です。

そこで、自主防災組織設立とその活動支援などについてお伺いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 自主防災組織設立及び活動支援の内容でございますけども、まず自主防災組織設立及び活動に対する補助金の制度の創設でございます。

東日本大震災や台風12号災害以降、防災に対する関心が高まっています中、自主防災組織、自主防災活動への大切さ、また、その必要性が認められており、本町におきましても去る7月21日が質問者もおっしゃいました防災システム研究所所長山村武彦先生をお招きし、「自助、近助、共助でつくる災害に強いまち」と題しまして、自主防災組織の必要性や隣り近所の大切さ等についてご講演をいただいたところでございます。また、講演会終了後のアンケート調査では、9割以上の方が自主防災組織の必要性を感じておられるところでございます。

こうしたことを踏まえまして、自治会等におかれまして自主防災組織設立及び活動の負担を軽減し、積極的に自主防災組織を設立し、また活動をしていただけますように補助制度を創設するものであります。まず、補助対象団体であります。自治会または斑鳩町が認めた自主防災組織としております。次に、補助対象経費は、設立支援補助金といたしまして、活動に必要な防災資機材の購入等の自主防災組織設立に要する経費と、活動支援補助金といたしましては防災訓練や学習会等の自主防災組織の活動に要する経費でございます。

次に補助金の額であります。設立支援補助金は1組織につき50戸未満で5万円、50戸以上100戸未満で10万円、100戸以上で15万円となっており、設立年度のみ交付としております。また、活動支援補助金は、1組織につき50戸未満で2万円、50戸以上100戸未満で4万円、100戸以上で6万円となっておりまして、設立年度の翌年度から交付をすることとしております。

次に、その交付申請の手続き等でございますけども、斑鳩町自主防災組織設立活動支援補助金交付申請書に設立活動及び事業計画書、収支計画書、また、設立年度のみ自主防災組織の規約及び防災計画書を添付していただき、役場総務課に提出をしていただくようにしております。なお、翌年度の5月末までに収支決算書等を添付して実績報告書を提出していただくことにもなっております。

最後に補助金の交付の時期でございますけども、本年10月1日から申請の受付を行い、交付をしまいたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） この間の防災講演会におきましてアンケートをとっていただき、9割の方がやはり防災に対する意識が強いということがわかりました。また今回、防災組織の設立に向けての活動支援、いろいろな面から町としては対処をしていくということで、これはいいことなんですけども、やはりこの組織の支援だけで終わってしまうたら、これ何もならないということでございます。先ほど申しましたように、やはりその中身をどういうふうにしていこうか、どのように進めていって、どう図っていくかということが、今回の重要なポイントになるかと私は思います。

そこで、2点目の自主防災組織の実効性のある体制づくりということで、先ほどの説明にもありましたように、やはり設立に向けての防災に対する地域の役割とかいろいろ説明されるわけですけれども、一方では中身のあるその体制をやはりどのようにつくっていくか、この辺がポイントになりますので、この中身のことについてお伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 自主防災組織につきましては、非常に多くの方がその必要性、大切さを感じられておられるところでありまして、この機会にできるだけ多くの自治会におきまして自主防災組織の設立をお願いしたいと考えております。

また、自主防災組織は、住民自身が協力して自分たちの身を守る共助の精神により結成されるものであり、地域コミュニティのあり方を見直すきっかけにもなるのではないのかと考えているところであります。

このため、自治会の取り組みといたしましては、まず、役員会や総会等におきまして自主防災組織の必要性を議題にさせていただき、設立に向けた意識づくりそして体制づくりなど、自治会の規模に応じてできる範囲で取り組んでいただくことが大切であると考えております。

次に、町の取り組みといたしまして、まず、自治会における積極的な設立及び活動に向けて補助金制度の創設について、自治会長に文書による周知とまた10月広報紙にも掲載するとともに、自治会を対象に補助金の申請や規約、防災計画書の作成、活動内容等、具体的な取り組みができるよう、10月下旬ごろに説明会を開催させていただき予定をしております。また、随時、役場総務課でも相談に応じるとともに、出前講座も有効に活用していただきたいと考えております。さらに、自治会連合会での研修や総会等におきましても周知・啓発をしてみたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） その流れはそういう形かなと思います。実際に、この設立をしてき

たときに、やはりその中身がどのように進められていくのか、自治会にあってはいろいろと人材というか防災リーダーについて、やはりそういった方がたくさんおられたらいいんですけども、なかなか難しい現状があるとは思いますが。

今、注目をされているのは、その中でも防災士というのが注目されております。地域ではそういった人材を育成するということに対して、非常にこれが今後の防災組織を設立する上において効果的かなと思いますので、この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） まず、防災士のことでございますけども、防災士とは社会のさまざまな中で、減災と社会の防災力向上のための活動が期待をされ、かつ、そのために十分な意識、知識、技能を有するものとして、NPO法人日本防災士機構が認定をされた人であります。また、防災士に期待されている役割は、1つ目としては災害時の公的支援が到着するまでの被害の拡大の軽減、2つ目は災害発生後の被災者支援活動、3つ目は平常時の防災意識の啓発、自助、共助活動の訓練であり、自主防災組織のリーダーとして活動をする方にも防災士の資格を取得は必要であると認識をしております。

また、この防災士の資格を習得するには、奈良県自主防犯防災リーダー研修、いわゆる防災士養成講座を受講していただき、防災士試験に合格していただくことが必要で、受講料は無料、防災士教本代などが1万円程度必要になります。このため、自治会等におきましてはこのたび創設をいたします自主防災組織設立及び活動支援補助金を活用していただき、自主防災組織の中心となる人材、リーダーに防災士の資格を習得していただきたいと、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今回の活動支援金でそういった防災士の資格を取って取得をとということでございます。一方では、やはりその自治会によってはいろいろ事情というか、なかなかリーダーを育てにくいという点もございます。今回の設置に当たってのいろいろな指導、自治会に対しての周知をされることになるわけですけども、設置ができる所、なかなかまた自治会の事情によってできないという箇所がございます。その点に対して、やはりそういう状況も考えながら、今回設立に向けての説明などを積極的に行っていただきたい。その点について、そういった事情をどういうふうにとらえて進めていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 自主防災組織につきましては、地域が主体となって自主的に設立

し活動いただきたいと考えておりますが、質問者がおっしゃいますリーダーになる人材の不足等で設立が困難な自治会につきましては、自治会に設立を働きかけ、規約や防災計画の作成、補助金の申請等、設立に向けたアドバイスや活動事例の紹介などの支援を行い、本町の自主防災活動全体の実効性が上がるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） そういう状況というのを、まず把握していただくというのが第一であります。いずれにいたしましてもそういった状況を把握しながら、また先ほども答弁にもありましたように、設立に向けての具体的なわかりやすい推進が第一でございます。

それとともに、やはり設立後において、それをどのように、その機能を、自治体組織の機能をどのように果たしていくのかということ、実効性のある体制づくりということで今回申しあげましたように中身の内容を精査しながら、今後進めていただきたいと思っております。

とにかくこれからですので、このことに対しては期待を申しあげまして2番目の質問とさせていただきます。

自治体データのクラウド化についてでございます。

まず、この自治体クラウドとはどういうものかということでございますが、自治体の住民基本台帳、また国民健康保険、介護保険やまた税などに関する基幹事業に関する情報を遠隔地に設置された民間のデータセンターで保有・管理し、また自治体専用回線を経由してデータを送受信して利用する仕組みが、この自治体クラウドとなるわけですが、やはり従来のような自治体、それぞれが民間事業と契約して庁舎内に自前のサーバーを設置して個別に運用する、管理する方法とは大きく異なっているわけです。自治体クラウド化をすることによって大幅なコスト削減、またこれまで自治体では介護やまた福祉制度が変わるたびに個々に情報システムを整備・改修して対応をする必要がありましたが、その経費が財政圧迫の要因として指摘されてきましたが、クラウド化をすることによって、このシステムの整備・改修が大きく軽減されるなどの利点があると聞いております。さらには、この東日本震災を機に、庁舎被災による住民情報の消失を防ぎ、早期の業務再開にも効果があり、コスト面ではなく、また災害に強い利点が導入への期待がされています。しかし一方では、検討する課題も多くあります。情報通信技術として注目されるこの自治体クラウドがいろんな効果を発揮できることを期待されていることから、今回質問をさせていただきます。

まずは1点目の自治体データのクラウドの認識についてでございます。

全国的にはクラウドの導入が進んでいますが、先ほど申しあげましたようにコスト削減やシステムの整備・改修などの利点のほかに、特にクラウドは災害に強いことから認識が深ま

り、共同利用するなど導入されています。既に町として認識されていると思いますが、クラウド化についてどのように認識されているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） クラウド化の認識でございます。

斑鳩町のクラウド化の取り組みにつきましては、第4次斑鳩町総合計画において、クラウドなどの最適な技術を適正な方法で調達し、ITコストの削減と費用対効果の最大化を目指すことと掲げ、その取り組みとしまして、前期実施計画の中でクラウド化の導入についての調査研究を行うということとしております。クラウドサービスとは、ネットワークで図で示す際によく使われる空の雲、クラウドを語源とし、ネットワーク上の情報、データなどがどこにあるかという意識をすることなくアクセスできる環境を利用し提供されるサービスのことで、一般的にはインターネット等の通信回線で提供されますさまざまなサービスを指します。自治体におけるクラウドとは、地方公共団体が情報システムを庁舎で保有・管理することに代わり、外部のデータセンターにおいて保有・管理をし、通信回線を経由して利用できるようにする取り組みで、システム更新の時期に合わせて全国的に導入が進められているところであり、奈良県においては7市町村による基幹システム共同化を初めとしまして、複数の市町村で導入をされているところであります。

本町の自治体クラウドの取り組みとしまして、平成22年10月に総務省近畿総合通信局主催による地方自治体のクラウド導入の全国的展開についての説明会に参加をし、平成22年度及び平成23年度の奈良県電子自治体推進協議会役員会における自治体クラウドについての研修に参加をするとともに、平成23年度の奈良県電子自治体推進協議会研究会においては地方自治体業務へのクラウド導入についての検討を研究テーマとし、県内各市町村とともに先進地の導入事例等の研究や情報収集を行っております。また、本年度におきましても民間事業者が行うセミナーにも参加し、積極的な情報収集を行っているところでございます。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） いろいろと研究をされて認識されていると思います。

一方では、先ほど申しあげましたように、なかなか課題がたくさんあり、果たしてそれがいいのかどうかということがこれから研究をされていくわけですが、そこで、そういったことを研究をする上において、やはり自治体データのクラウドのメリット・デメリットについて精査しなければならないということがございますので、この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） クラウド化のメリット・デメリットでございますけども、メリットといたしましては、サーバー等の機器を含むシステムをシステム提供事業者のデータセンターに設置をし、インターネット等の通信回線により接続をし、ほかの市町村と共同利用等を行うことにより、法や制度改正によるシステム改修費用や、高価な業務用アプリケーションの購入、自前でのシステム構築やハードウェアの更新等がこれまでと比べると軽減をされますためにコストの削減を図ることができると考えられております。また、データセンターを庁舎内ではなく、安全対策がなされたシステム提供事業者のデータセンター等に設置をすることで、災害に強いとも考えられております。

一方、デメリットとしましては、システムの仕様が画一化され、カスタマイズができなくなることで、システムを利用する担当部署においてはクラウドで提供されるサービスに町の事務を合わせていく必要が生じます。さらに自治体によって重要な個人情報や機密情報をインターネット上のデータセンター等に配置し管理を行うのは、想定外のハッカーに対するセキュリティ面での不安があると同時に、サーバーの停止やネットワークトラブルの発生時に必ずしも迅速に対応できるとは限らないという問題もあります。よって、自治体クラウドの導入に当たっては、これらのメリット・デメリットを総合的に検証する必要があると考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今のデメリットの課題に対しては、当然検証しなければならない。しかしながら、今、現に進んでいて、導入して起動させている所もございます。そういったことも実態としてとらえていかなければならないのかなとは思っておりますけども。

そこで、3点目の自治体データのクラウドの導入についてであります。

こういった導入について、いろいろと検証をする中において、方向性としては当町はどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 自治体データのクラウドの導入についてでございますが、斑鳩町の基幹系のシステムは平成27年度に更新を迎えるところであります。そうしたことから、この更新時期をめぐりに自治体クラウド導入の是非を含めて鋭意、調査研究また検討を行っているところでございます。自治体クラウドを導入するに当たっては、既存システムのデータの移行や新しいシステムの調達方法、サービス提供事業者との交渉や契約等で専門的な知識が必要となりますために、情報収集やそれらの分析を行うことが重要となってまいります。

先ほど申しましたクラウド導入のメリットやデメリットや、またクラウドを導入した先進

地のノウハウ、課題等も踏まえまして、町の情報システム全体を円滑に運用できますように最適なシステムの調達を目指し、引き続き調査研究また検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） わかりました。

各自治体においては、いろいろとそういった環境というんですか、情報システムの環境状況が個々に違うとは思いますが、それは検証されていくんでしょうが、最終的にはやはりそれが導入された場合において、言われましたように、やはりスムーズにシステムが運用できる内容となるのが一番目的でございますので、そうしたことを見ながら、また次期更新ということで言われましたけども、まだ期間、それまでにいろいろとありますので、十分検討をされて、導入に向けての取り組みについて期待をしたいと思っております。

これで2番目の質問は終わります。

次に、3番目のいじめについてでございます。

今、残念ながら、いじめについて大きな社会問題となっております。ご承知のように大津市では昨年の10月、いじめを受けた中学生の生徒が自殺をした問題がきっかけです。

実は、平成18年にも、このいじめ問題が社会問題となり、私が12月議会において質問をした経緯があります。あれから6年が経過をした今日、この問題について、自治体のいじめへの認識と、また、学校現場でのアンケートなど取り組みをされていますが、一時期は減少したと思いましたが、調べてみますと、やはり平成21年度からいじめの認知数が増加傾向にあります。これは何を意味をしているのか。教育現場での対応の低下、教育力の低下、子どもたちを取り巻く社会の環境など、何か原因となり潜在化したいじめが起こっているのか、今後、いじめの根絶に向けて今般の問題などを検証し、教育現場での体制を強化しながら、安心して学べる教育環境としなければなりません。その意味で、改めてこのいじめ問題の本質と、どうすれば防げるのかなど、いじめの根絶に向け、主に3点について質問をさせていただきます。

まず1点目の、今般のいじめ問題における認識について。

今、深刻ないじめはどのクラスにも、どの子どもにも起こり得ると言われております。調査によると、いじめの中でも最も多いのは仲間外れ、無視、陰口、からかいなどを受けたことがある、またあるいはしたことがある人の割合が双方とも約9割になっており、ささいな行為がほとんどと言われております。大津市では、学校、また教育委員会の対応が問題となっており、いじめに対する基本的な知識の欠落などが指摘されております。

当町も、今般の問題について協議検討されていると思いますが、その認識についてお伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） いじめ問題に対する不安、私どもの認識についてのご質問でございます。いじめによります自殺事件が起こるたびに、先ほど質問者もおっしゃいましたように大きな社会問題となっております。その都度、文部科学省あるいは奈良県教育委員会のほうから通知がありまして、各教育委員会、学校につきましては、その対策に取り組んできたところでございます。

しかし、残念ながら悲惨な自殺事件は繰り返されているという状況でございます。

このいじめの問題につきましては、今、質問者も紹介をいただきましたように、教職員一人ひとりがどこの学校でも、またどこの子どもでも起こり得る問題であるということを常に認識し、日ごろから児童生徒が発信する信号を見逃さないように努め、いじめの情報を把握したときには迅速に対応するなど、いじめを許さない学校となるよう努力していくことが第一であるというふうに考えております。

大津市の問題の報道後、当町におきましては、7月10日におきまして校園長会を開催したところでございますが、この校園長会で各学校長、園長にいじめの問題についての認識、対応について再度確認をしたところでございまして、このことにつきまして、再度、教職員のほうに徹底をするように指示をしたところでございます。

学校においては、学級担任など、特定の教職員だけがいじめの問題に向き合うということではなくて、全教職員が連携を図りながら学校全体で問題を共有し、対応することとし、学校長を先頭に学校の教職員全員が一丸となって取り組みを、常に情報を共有できる体制づくりに努めるよう指導をしております。

また、文部科学省は9月5日にいじめ問題で学校を支援する専門家チームを全国200地域で新設することなどを定めた、いじめ問題に対する総合的な方針を公表いたしました。これは、従来学校や教育委員会に対応を委ねてきた感がありますいじめ対策の方針を転換し、国が主導するという姿勢を打ち出されたということでございますが、私どもといたしましては、今後、その動向を十分に注視し、示された方針に基づき対応してまいりたいというふうには考えておりますが、何よりも重要なのは、教職員が子どもの変化、それが小さなものでありまじょうと、その変化を見逃さないこと、また、見過ごさないことであるというふうに考えておりまして、この点についての指導を今後重点的に行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） この問題につきましてはいろいろとご協議をいただき、これまでもそういった対策の中において、いろいろと悩んでいただいて詰められているという現実を知っておりますが、今回の問題で、この文科省では、今回の問題を受けて、いじめなどの問題行動を起こす児童生徒に対して出席停止措置をとるべきであるという意見がございます。今回のいじめはここまできているのかなということで、深刻な状況の中で、ここまでその措置をとらなければならないということがございますが、これに対して当町もいろいろと協議をされていくんですけども、これはまた、今後いじめの問題に対してのことを考えていく上において、この協議をどのように進めていくのかというのが大切になってくるのかなと思います。このことについての考え方というんですか、お伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 出席停止に関する見解についてのご質問でございます。

出席停止につきましては、市町村の小・中学校で問題行動を起こした子どもに懲罰を加えるということではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から、学校教育法に規定をされた制度でございます。

学校がその指導に最大限努力したにもかかわらず、教職員を傷つけたり、施設や設備を壊したり、あるいは授業を妨害するなどの行為を行った子どもの保護者に対し、市町村の教育委員会が命じることができるというふうに定められております。この際、出席停止とした子どもの学習機会も奪うことがないように、教職員が家庭訪問をするほか、学校以外の施設で指導を行うなどして子どもの学習機会を保障することも規定をされているところでございます。

この出席停止につきましては、当町の適用は現在までございませんが、全国的にはそのほとんどが、適用の例のほとんどが教師やほかの児童生徒に対する暴力、授業妨害であるという結果ではございます。先ほど紹介の文部科学省が9月5日に発表したいじめ問題に対する総合的な方針でも、出席停止の制度の活用のため、この問題点などについて調査検証を行うというふうにされておりますが、いじめられている子どもを守り、いじめる子どもにはいじめが許されないということを認識させるために出席停止の措置をとるということにつきましては、どの程度のいじめで出席停止にするかということについて判断が難しい状況がございます。そういうことから、ほとんど今日まで実例がないといった状況でございます。

出席停止を適用するに当たりましては、当該児童生徒に対して根本的な解決になるのか、それともならないのか、まず一人ひとりの児童生徒の状況に応じたきめ細やかな指導を行う必要があると考えておまして、その結果として出席停止を十分見きわめた上で適用すると

いうことが必要ではないのかなというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） この出席停止措置をしたからといって、やはり直接の問題の解決には至らないと私は思います。また、大きな成果は得られない。なぜならば、やはりこのいじめの問題を、例えば一般的な暴力、非行と同じように考えてしまう傾向があります。また、いじめは問題児が引き起こすものという発想からくる、そういったことから、やはり判断が、先ほど答弁にありましたように難しいとは思いますが、それよりも、答弁にありましたように、生徒の状況を十分に把握して、きめ細かく指導をしていく方法が必要かなと思います。

そこで、次に2点目のいじめの兆候を早期発見できる体制についてであります。

そのひとつの方法として、いじめの実態把握を通してどのように今取り組みをされているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） いじめの実態把握の取り組みについてのご質問でございます。

先ほど申しあげましたように、児童生徒が発信する信号である気持ちと様子の小さな変化も見逃さないという教師の眼が一番の取り組みであるというふうに考えております。そうした日々の見守りのほか、各学校におきましてはアンケート調査や個別面談を実施するなど、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を設けております。アンケート調査につきましては、平成22年度に奈良県教育委員会が小・中学校の全児童生徒を対象に実施をしたところでございますが、それ以降、当町におきましては各学校でそれぞれの学校に応じた調査内容の検討を行い、小学校では年2回、中学校では年1回を実施しているところでございます。

また、アンケート調査に加えまして、各学校の実情に応じて個別面談の実施、あるいは個人ノートを利用した児童生徒と教職員との間で日常行われている日記等の活用、または家庭訪問など、定期的に児童生徒から状況を聞く機会を設けるなど、いじめの実態把握に努めております。このときにも、児童生徒のいじめのサインを見逃さないことが重要であります。本町独自に平成21年度から進めております30人学級編制につきましても、今年度では小学校1年から4年生、中学校では第1学年で実施しておりますが、この30人学級編制によりまして、中学1年、2年で実施をしてしておりますが、教師が子ども一人ひとりに向き合う時間をより多く確保できるということから、この制度につきましても子どもたちの様子を十分に伺えるということができる効果があるのではないかと考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） いじめの実態の内容については、平成18年に私は一般質問をさせ

ていただいたときに一定の措置が出て、それに対しての対応はされております。

あれからやはり6年が経過して、措置もいろいろとどういう形になっていくのかというのはわかりませんので、参考の意味でいじめの実態とその内容についてどのような状況になっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） いじめの実態につきましてのご質問ですが、文部科学省が毎年実施しております児童生徒の問題行動等、児童生徒指導上の諸問題に関する調査というのがございまして、この結果から申し上げますと、平成22年度のいじめの認知件数は小学校ではゼロ、中学校が8件でございました。それ以降で平成23年度のいじめの認知件数につきましては、小学校が10件、中学校が10件の合計20件という結果でございます。

この23年度のいじめの内容といたしましては、冷やかしやからかい、嫌な言葉を言われるというのが小・中学校合わせて10件、仲間外れ、集団による無視をされるというのが小中あわせて3件、持ち物を隠されたり壊されたりするのが小学校で3件、嫌なことや恥ずかしいことをされたというのが小・中合わせて4件となっております。

また、1,000人当たりのいじめの認知件数という数字がございまして、この状況で言いますと、平成22年度の全国では1,000人当たりで5.5人、県では2.1人、そして斑鳩では3.5人となっておりますが、平成23年度では、この斑鳩の3.5人が8.7人となっております。全国及び県の集計はまだ公表されておりませんが、斑鳩の集計では3.5人であったのが翌年の23年度では8.7人というふうになっている状況でございます。

なお、これらのいじめにつきましては、全てそのいじめ状況につきましては既に解決をしております。大きな事件には発展しておらないことを申し添えますが、当町ではこの認知件数が県平均より高くなっており、また前年度より高くなっているという状況ではございますが、これはいじめの件数がその分そのままふえたということだけではなく、先ほど申しあげました、いじめの実態をきっちりと把握するという事など、学校におけるいじめの認知の取り組みが進んだことによりこの増加につながっているのではないかとこのように考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ありがとうございます。

いじめの実態調査によってその傾向がわかってくるわけですが、また今後、あつてはならないそのいじめを引き起こすひとつの要因がそこにいるわけでございます。今後、実態の把握が必要であります。それと、やはりいじめの認知件数をどのように今後検証させて

いくかが大きな課題となるわけです。

そこで、3点目のいじめの防止対策について。

いじめの防止を考える上におきまして、教育の中で生徒間の信頼、また仲間意識を育てる教育が今後必要かなと思います。また一方では、いじめる側が100%悪いとの発信をし続ける必要が重要かなと私は思っております。町としてどのように今後、このいじめの防止対策について取り組んでいかれるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 児童生徒の問題行動の要因ということで、いじめの要因、背景にはさまざまな問題も考えられるところでございますが、こうした問題につきましても、その未然防止に向けて児童生徒に社会性や規範意識を身につける取り組みが何よりも重要であるというふうに考えております。

当町におきましては、小・中学校9年間の義務教育の中で、小中連携教育の中で、聖徳太子の和の精神を根本とする人としての生き方を学ぶことができる教育の充実に取り組み、斑鳩町への誇りと愛着を育てる道徳教育を推進しているところでございます。

このように道徳教育に重点を置き、子どもたちの心の教育をしっかりとやって、命の尊さ、生きているすばらしさなど、自他の生命を大切にする、たくましく生きる子どもを育てることはいじめを許さないという規範意識を育てていこうというふうに取り組んでいるところでございます。

具体的には、各学校であいさつ運動でありますとか、農業体験でございますとか、お茶や伝統文化から礼儀を学ぶことでありますとか、あるいはまた清掃活動によりまちを美しくする、あるいは雑巾がけ選手権等で健全な心と体づくりをするといった取り組みを行っているところでございますが、こうした取り組みの中で、何よりも子どもたちには、人の痛みがわかる、自分の嫌なことを人にしないといった精神を中心に据えまして、いじめは人間として絶対許されないという認識を持たせる教育がいじめの防止につながるのではないのかなというふうに考えております。

しかしながら、先ほども申しあげましたけども、先般発表されました全国学力テストの結果におきまして、奈良県全体がそうであり、当町も当てはまるという状況ではございますが、児童生徒の規範意識については奈良県全体が低いというふうにされておまして、この結果を真摯に受けとめまして、今後におきましても校園長会等におきまして指導の工夫・改善に向けた取り組みを進めるよう指導していきたいというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） いじめは誰にでも起こり得ることから、特定の子どもを念頭に置いた指導だけでは限界があります。子ども全員を対象として、いじめはいじめる側は先ほど言いましたように100%悪いという意識に子どもたちを変えていく必要があると考えます。また、どうすれば全ての子どもたちにとって学校が心地のよい場所になるか、また、いじめをエスカレートさせないために何をするべきであるかを考えていかなければなりません。

また、地域、家庭の教育力が低下する中、子どもたちは人から頼られたり、また必要とされる経験をすることも教育にということで、子どもたちの社会性が養われ、いじめ防止につながると私は考えます。

当町においても、先ほど答弁がありましたように、教育の中で実施されております。今後も、教育の一環として取り組んでいただくようお願いを申しあげまして、私の一般質問とさせていただきます。

ご清聴、ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で11番、飯高議員の一般質問は終わりました。

続いて5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） これから一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。まず初めに、上水道の耐震化についてであります。

よく、ニュース等で南海トラフ地震について報道されており、地震はいつ起こるかもしれない自然災害の中でも最も恐ろしいものですが、もし起こった時に、人間にとって必要な物として水があります。そこで、当町の水道管の耐震化率をお伺ひいたします。

○議長（嶋田善行君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 現在の水道管の耐震化率のご質問でございます。

まず、水道管の改良や整備の状況からご説明をさせていただきたいと思ひます。

町内には総延長で約140キロメートルに及びます上水道管を敷設いたしております。そのうち鑄鉄管が約5%、鋼管及びダクタイル鑄鉄管は約56%、塩化ビニール管が約35%、ポリエチレン管が約2%、石綿セメント管が約2%という配管の状況でございます。

また、お尋ねの耐震化率につきましては、鋼管及びダクタイル鑄鉄管、ポリエチレン管など、耐震性を有する部材を採用し、更新を完了いたしております率といたしまして約58%という状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今のお答えで、今後、更新していかなければならない水道管が半分弱あることがわかりましたが、今後の耐震化の計画についてをお伺ひいたします。

○議長（嶋田善行君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 今後の耐震化計画についての問いでございます。

阪神淡路大震災以降の工事につきましては、全て耐震性を有する部材を採用し、改良を進めてまいっております。また、現在進めております石綿セメント管の改良工事やいかるがパークウェイに埋設いたしております配水管、公共下水道に関連いたします配水管の移設工事、また他の工事と随伴で進めております配水管の改良工事におきましても耐震性を有する部材を採用し進めている状況でございます。

今後の耐震化の計画につきましては、管の埋設状況や経過年数及び材質等を鑑みた上で、計画的に更新事業を進めてまいりますとともに、他の事業とも整合を図り、工事の連携をとりながら区域を設定し、順次、改良に努めてまいりたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 確かに、公共下水道工事とともに改良工事をしたり、国の事業であるいかるがパークウェイに埋設することで上水道管の耐震化を進める上で経費を余りかけずに無駄のないようにされていることはわかりました。ただ、更新の必要性が高い老朽化した水道管はできるだけ早い時期に改良工事を行っていただきますよう、よろしく願いいたします。次に、断水箇所をできるだけ少なくしたり、復旧を早くするために水道管のループ化がありますが、当町全域のループ化整備はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 町内全域のループ化整備についてのお尋ねでございますが、今現在、町には4か所の配水池がございます。まず、3,000立方メートルを有します北部配水池、第一浄水場でございます5,000立方メートルを有する配水池、三井浄水場でございます5,000立方メートルを有する配水池、白石畑でございます40立方メートルの配水池がございます。それら4か所が主な配水池でございます。

その中で、白石畑を除きます3つの配水池が受け持つそれぞれの配水エリアの幹線的な位置づけをいたしております配水管につきましては、ほぼループ化を完了いたしております。また、それぞれの配水管ごとの連携をさらに強化し、ライフラインの充実を図るためにも、いかるがパークウェイの整備にあわせ、パークウェイの歩道内に東西を結ぶ幹線的な配水管を埋設し、整備に努めているところでございます。

しかしながら、末端部分の配管につきましては、さらに整備が必要な所もございますが、緊急時でも安全で安心して水道をご利用していただくことができるよう、健全な水道財政に留意しながら整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろ

しくお願い申し上げます。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 北部配水池、第一浄水場、三井浄水場の幹線的な配水管は、ほぼループ化を完了できているという今の回答があり、安心いたしました。また、いかるがパークウェイの歩道内に配水管を埋設することで町内ループを強化する事業は、東西ラインを強化することで災害時に水の心配を少しでも軽減できる効果が期待できますので、今後の都市整備の観点からも重要な事業だと思います。今後は、ループ化整備を水道財政の健全化を保ちつつ推進してください。

それでは、次の質問に移らせていただきます。全国学力テストについてであります。

まず、本年度の全国学力テストの本町の結果についてお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 全国学力テスト、正式名称を全国学力学習状況調査と申しますが、このテストについての質問でございます。

このテストにつきましては、児童生徒の学力や学習状況などを把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、あるいは児童生徒への教育指導の充実、学習状況の改善等に役立てるため、文部科学省が毎年4月、小学校第6学年と中学校第3学年を対象に教科に関する調査と学習意欲、学習方法、学習観点、生活の側面等に関する質問調査を行うものでございます。昨年につきましては、東日本大震災があった関係で実施はされておりましたが、ことしは2年ぶり5回目となっております。文部科学省が全国の小中学校の約3割を抽出して、ことし4月に実施をされたところでございます。県内におきましては、小学校が94校、中学校が67校が抽出されておまして、国語と算数、中学校は数学、そして今回新たに導入をされました理科の3教科において実施されました。

当町でも小・中学校5校のうち3校が抽出をされ、実施しております。なお、抽出されなかった学校におきましても、希望により実施をしたところでございます。

今回、8月8日に全国一斉に発表はされておりますが、これは抽出方式により実施した学校の結果についてでございます。また、この結果につきましては、市町村ごとの序列化やあるいは過度な競争につながらないように配慮が必要であるということから、都道府県別の結果は公表されておりますが、市町村別の公表は禁じられていることもございまして、学校ごとの結果等、詳細につきましてはお答えできないということをあらかじめご理解を賜りたいというふうに思います。

ご質問の当町での実施結果でございますが、まず、小学校の平均正答率の集計では、小学

校では国語と理科で全国平均をわずかに下回っておりまして、算数では全国平均を上回っております。ただし、全ての教科で、わずかではありますが、奈良県の平均は下回っているという状況でございます。

一方、学習状況につきましては、読書が大変好み、各教科の学習が好きであり、教科の大切さを強く認識するなど、いわゆる学習意欲につきましては各教科全体にわたって県及び全国の平均を大きく上回っているという結果でございます。

ただし、家庭や自分で計画を立てて勉強をしている児童の割合は、県及び全国と比較して大変少なく、学力向上への大きな課題のひとつと考えております。

次に、中学校の平均正答率の集計でございますが、奈良県の学力は全国の中でも上位に位置しているという実態につきましてはご承知おきのことと存じあげますが、その県の平均値をも3教科とも上回っている状況でございます。しかしながらその一方で、本町の中学生は読書好きではあるものの、家庭での計画的な勉強や予習復習または各教科に対する関心や意欲などは予想外に悪く、ほとんどの項目で県及び全国の平均を下回る結果となっております。また、小・中学校ともにあいさつが意外とできていないことや、いじめ問題に対する認識も低いということも明らかになったところでございます。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今の答えから、本町では中学校は本年度のテストで1校しか参加しておらず、もう少し情報公開してもよいのではないかと私は考えます。数字上の説明がなければ、学力テストの結果の分析が住民はできないからです。

今回、お答えのあった学校同士の偏った競争を招くという不開示の理由では、当町の場合、小学校は2校参加しておりますので、わからないでもありませんが、中学校ではその理由にはなりません。また、市町村同士の競争は他の行政の数値が公開されていることから少しは必要ではないでしょうか。非常に私は残念です。

子どもを伸ばすにはどうしたらよいのかの視点で、今後検討を願います。

それでは、全国学力テストの今まで行われてきた結果と今回の結果から、教育委員会の所見をお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） お答えいたします前に、私、先ほど町内の抽出校、小・中学校5校のうち3校というふうに申しあげまして、小学校何校、中学校何校というふうにはお答えしておりませんので、その点、よろしく願いいたします。

それと、当町におきましての公開等の影響はそれだけで済みませんで、奈良県全体あるい

は全国の全体で、各市町村あるいは学校の成績順等々につきましているいろいろな影響がございますことから、当町においても公表を差し控えておるといふうにご理解を賜りたいといふうに思います。

さて、今回の結果と前までとの比較についてのご質問でございますが、これまで行われてきました正式名称で言いますが、全国学力・学習状況調査との比較でございます。

先ほど申しあげましたように、昨年につきましては東日本大震災のため実施が見送られましたということで比較はできませんが、本町、小学校・中学校の児童生徒の学力及び学習状況や生活実態については、理科は除きますが、ほぼ一昨年と傾向は変わっていない状況でございますので、今回の結果も踏まえまして規範意識を育成する取り組みを見直し、あるいは教科の指導方法、さらには児童生徒と教職員のコミュニケーションづくり等々の面で課題があり、今後改善していくべき点が多いといふうに認識をしておるところでございます。今後もこの全国学力・学習状況調査の結果を詳細に分析をいたしまして、校園長会等におきまして今後の指導の工夫・改善に向けた取り組みを進めるよう指導してまいりたいといふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 先ほどの私の質問で、結局3校参加されたということで、町内の学校数から私の推測で質問をさせていただいたということで、それに対しては申しわけないと思います。

今のお答えですが、今後、教科の勉強ではなく、規範意識を育成する取り組みの見直しはぜひ取り組んでいただきたいと思います。斑鳩の子どもたちの姿はまちの人々の全体の姿だと私は思います。外から来られた方が、生徒の姿を見て、さすが文化のあるまち斑鳩だと思っただけのようにしていただきたいと思います。

それでは、ことしの学力テストで理科のテストが初めて行われましたが、理科に対する本町独自の特色ある学習カリキュラムを編成されているのかをお伺いいたします。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 本年度、学力・学習状況調査で初めて理科のテストが行われたといふうでございますが、この理科に対する本町独自の特色あるカリキュラムがあるのかないのかといふうでございますが、特に教育委員会としてはそれについて指導・指示はしておりません。しかしながら、理科をはじめ、他の教科におきましても必要とされるのは知識・技術等を実生活のさまざまな場面で活用する力、あるいはさまざまな課題解決のための構想を立て、そして実践し、評価・改善をする力であるといふうに考えております。

このことを踏まえた小学校、中学校の新学習指導要領では、知識・技能を活用する観察や実験、あるいはレポートの作成、あるいは論述などを行う学習時間が充実していることから、まずは新学習指導要領に基づきました指導内容を完全に実施させるよう取り組むことが肝要であるというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） もちろん新学習指導要領に基づいた指導は必要だと思います。

しかし、理科という科目は、実験・観察を地域独自の学習指導が有効な教科であると、また私はそう思うんです。自分自身の小学校、中学校時代を振り返っても感じるところがあり、それが斑鳩で育ってよかったとなるのではないかと私は申し添えまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴、ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

10時20分まで休憩いたします。

（午前10時 2分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（嶋田善行君） 再開いたします。

次に、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、通告書にもとづきまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、消防の広域化について、あげさせていただきました。この問題は、これまでも一般質問で取りあげてきましたが、2006年の6月に国は消防の広域再編の具体化として改正消防組織法を施行しました。そしてその翌月の7月12日に総務省消防庁消防広域化推進本部は、市町村の消防の広域化に関する基本指針を示し、各都道府県に対して2007年度中に広域化のための推進計画の策定を求めてきました。そして県が策定した計画に基づいて広域化対象市町村には県の消防広域推進計画策定後5年以内、2014年、平成24年度末を目途に広域消防運営計画の作成と広域化を実現することを求めています。

こうした流れの中、奈良県では2009年3月30日、奈良県消防広域化協議会設立総会が行われ、県下にある13消防本部をひとつに統合、広域化するという方針が県から示されました。しかし、協議が進められる中で、奈良市と生駒市が協議会から脱退し、現在は11消防本部をひとつにするという方向で協議が進められている状況です。

この間、昨年3月11日に起きた東日本大震災や、9月には奈良県南部も大きな被害を

受けた、紀伊半島を襲った暴風雨災害、また最近では九州での災害など、その後も全国各地で大規模な自然災害が発生しています。さらに今後、近いうちにくると想定されている南海トラフ地震など、大規模化する災害にどう対応していくのかということが問われています。

私は今必要なのは、地域の消防力をいかに高めていくのか、底上げをしていくことが必要だと感じています。しかし、実際に行われようとしている県下ひとつの消防本部体制、広域化が果たしてそれに応えるものになっているかという点では疑問を感じています。

今後の西和消防や斑鳩町の住民の生命や財産を守るという点で非常に大きく影響することから、広域化を是とするのか非とするのかということも含めて議会でも議論をしていくべきだと考えています。

それでは、項目順に質問をしていきたいと思いますが、まず1点目、消防力の整備指針から見た西和消防本部の充足率がどうなっているかという点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 西和消防組合の現状の充足率でございます。

3月の一般質問にもお答えをいたしておりますが、消防ポンプ車や救急車などの消防設備の充足率は100%で、職員の充足率は79%でございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 県下の消防本部の中では、この西和消防というのが充足率で見るとどの辺の位置にあるのかという点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 充足率につきましては、西和消防組合につきましては、充足を、県下の各消防本部よりは充足をしているほうだというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 特に、もともと生駒市が高かったんですが、奈良市、生駒市が抜けることによって、私は県下にある11消防本部の中でも西和消防というのはもっとも高い充足率になっている状況だというふうに思います。そんな状況の中ですが、先ほどもお答えいただきましたが、職員の充足率というのが79%、消防力指針では208人と示されていますが、現在は西和消防の職員さんは165人しかおられないという状況の中で、この充足率が100%に届いていない状況について今後改善していこうという認識があるのかどうか、その点についてもお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） そのことにつきましては、西和消防組合のほうで実態把握をされ、

検討をされることだと考えておりまして、私のほうからはコメントは差し控えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 最終的に決定をして具体的に人員を充実させていくということについては、西和消防、斑鳩町も西和消防組合に参加していますのでそこで決定されることだというふうには思いますが、今後、広域化に参加をするのか単独でいくのかというのはこれから判断をするところですが、しかし積極的にやっぱり今足りていない人員については充実をしていくという方向性を斑鳩町も認識としてしっかり持っておいていただきたい。そして、その組合の一員でありますので、積極的にそういう方向で発言もしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に2点目ですが、広域化に参加することによって消防の整備基準が低下することはないか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 現在、広域化の基本方針としましては、当面は現行の分署や署の統廃合を行わないこととされております。そういった中で、消防力の整備指針につきましては、市町村の人口を基準に規定をされておまして、消防の広域化により市町村の人口が変わることはありませんので、整備基準は低下することはないというふうに広域化協議会から聞いております。また、現在検討をされる職員数につきましては、本部業務の集約による人員の合理化は検討されておりますけれども、この前の資料でも載っておりますけれども、現在、各消防署の消防力の維持を基本に考えられているというふうに聞いております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、県の説明の中でも各署所の統合は行わない、統廃合は行わないということと、消防力の現状の維持ということは示されているというふうに思うんですが、この消防力が低下しないかという問題は、広域化問題を考える中で最も心配される点のひとつであるというふうに思います。

ただ、署所の統廃合は行わないんですが、それでも消防力の高い地域と低い地域が合併をする、消防力の均一化が図られるようなことになると、私は消防力が低下すると、結果的にそういうことになってしまう状況が発生してくるんじゃないかなというふうに考えています。

具体的な例で言いますと、今、お隣の大和郡山市というのは、もともと消防の本署が1つと分署が2つありましたが、現在は、財政的な関係からちょっとわかりませんが、2つあった分署を廃止しているという状況です。そうしますと、先日も西和消防組合議会の終了後

に消防広域化の説明会というのが開かれましたが、その中でお隣の安堵町の議長さんが心配しておられましたが、広域化されると安堵町にある西和消防の分署から大和郡山市方面に頻繁に出動することになるんじゃないか。広域化によって西和消防からよその地域に出ていくほうが多くなってしまふ、そんな状況が今後あるとしたら、これはせっかくこれまで西和消防内で賄ってきたものを流出することになってしまうのではないかというような心配があると思うんです。この点で言いますと、まさに奈良市や生駒市が広域化から脱退した理由の大きな部分を占めているというふうに考えます。

西和消防についてもそのことが当てはまるんじゃないかなというふうに考えますが、この問題についてはどのように認識されているでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、木澤議員がご心配のように、この統合されるか統合されないかというよりも、仮に火事が起こって、安堵町の、もう郡山近辺の所でしたら、大和郡山市の消防車がきてます。先立っても火事があったときには大和郡山市の消防車が必ず、消防車きてます。もう当然、やっぱり助け合いというのはこれは当然のことなんです。やっぱり仮に斑鳩で火事があったら安堵町の消防が来るとか、あるいはそういう手配は必ず出てますから。もう皆さん、サイレンなったらそういう気持ちを持っておられるし、メールですから。そういう点では、やっぱりお互いの協力・支援というのはこれは一番大事なものであって、統合されたから、その部分が減るとかいうようなことをします。一番問題は救急車なんです。救急車はやっぱり地元のところに置いてほしいというのは必ず言われました。まだ安堵町にもあるいは上牧町にも救急車は置いてあります。これ、救急車を1台置きますと14人の職員が必要になってくるんです。そういうことを考えますと、救急車というのは119番したら必ずどこかへ行くわけです。途中で走っていてもその救急車が必ずきよるんです。しかし、住人にとったら、安堵町の方は西和消防から来たら救急車は大和川も富雄川も2回越えんなんと、だから時間かかるやんかと、安堵へ置けと、いうふうになってくるわけなんです。そういうことも踏まえてやっぱりその点については、我々は救急あるいはそういう火事が起こったら速やかに、そういう努力をしていくことが一番大事やろうと思います。その危機意識を持つことが一番大事だと思います。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 災害時にお互いが助け合うという、このことは当然必要なことだし、それを私は連携を強化していくべきだというふうには考えてます。ただ、それと広域化してひとつの消防本部にすることというのはまた別の問題だというふうに考えます。今、広域化

することによって、いろいろなメリットがあるというふうに県は説明していますが、実際に西和地域の住民にとって、この広域化というのがプラスになるのか、マイナスになるのか、その点は私は十分判断をしなければいけない、しっかりとした判断をしなければいけないというふうに考えます。

今、町長、救急車のこともおっしゃいましたけども、私もしますと、今、年間、西和消防管内で持っている救急車、予備も含めて4台というふうにお聞きしていますが、年間で、全て出払ってしまって救急車が1台もないというような状況が年に1回あるかないかというようなところで、今、西和消防の消防力という点で見ると、今、西和地域の住民の皆さんを助けていくのに、今ちょうど、ほんとにちょうどいいような消防力になっているんじゃないかなというふうに思います。この点で連携が図れるということであれば、プラスになるというふうには思いますが、そこは今申しあげましたように、広域化するという点についてはいろいろな角度から検討をしていく必要があるというふうに申しあげておきます。

それと、消防力の低下という問題でいうと、もう1点、総務省の消防庁告示の消防力の整備指針で見ると、ポンプ車の配置基準、これが5万人規模で6自治体ならこれまで24台必要というふうになっていたんですが、今、国のほうが言われている規模で言いますと30万人に1つの消防本部をつくりましょうと、広域化を広げましょうというふうに示されていますが、面積は広くなるんですが、これまで基準が24台であったものが、広域化をすることによって14台にまで基準が下がってしまうというようなことが示されています。

こうした規制緩和というんですか、基準が緩和されることによって、本来であれば必要な消防力が足りていなくても、広域化をすることによって基準をクリアしてしまうと。消防力の充実が図られなくても十分な消防力があるとみなされてしまうという問題があることについても指摘をしておきたいというふうに思うんです。

この点については、県のほうから説明などはあるんでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 今、消防ポンプ車のそういう整備基準の説明はありませんでした。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） いろんな問題で県は、まだこれから議論をすとか、デメリットについてもまだわからないということで、具体的に広域化後どうなっていくかというのが説明されていない状況だというふうに思いますので、この点については私はしっかり県のほうに説明を求めていく、きちっとシミュレーションもしていただく必要があるというふうに思います。

また後ほどこの問題については触れますので、次の質問にいけますが、3点目の質問では、広域化によって消防車の初動出動台数増や現場到着時間の短縮ができるというふうになっていますが、西和消防の現状ではどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 西和消防組合の出動等の現状でございます。まず、建物火災の例を見てみますと、火災の程度に応じまして、まず1次出動では、本署管内の本署の5隊、指揮隊とタンク隊と積載隊と救助隊と救急隊が出動をし、分署管内では、本署の4隊、指揮隊、タンク隊、積載隊、救助隊と、分署の2隊、分署ポンプ隊、分署救急隊が出動をすることになっております。また、2次出動では、出動場所に応じて近い分署から出動し、残る分署は2次災害に備え、予備隊1隊を編成することになります。また、3次出動では、残る分署全てが出動するとともに、非常招集を行い2次災害に備えることになります。

次に、現場到着時間でございますけども、平成23年の119番通報を受けてから救急隊のほうに現場に到着するまでの平均救急所要時間でございますが、これは9分30秒でございます。以上です。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、救急車の平均所要時間が9分30秒というふうに示されていますが、じゃあ実際、消防車のほうではこの時間短縮というのはどのように図れるかというのは県の説明ではどのようになっているのでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 今、西和消防組合の現状でございますが、火災のほうにつきましてはちょっと資料を持ち合わせておりません。わかりかねるところでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 先ほど申しあげました問題と関係してくると思うんですが、連携をとることによって火災現場に近いところに消防が出動するという事で、時間短縮を図れるケースもあると思うんですが、総合的に見て西和消防管内でその時間短縮が図れるのかということについては、県から一定示されているものもあると思いますが、これもやっぱり住民の皆さんに最終的にはやはりいろいろ情報を提供して判断をしていただくということについても、非常に参考になる基準であると思いますので、この点についても協議会の中で具体的な今後のケースについて示していただけるように、担当のほうからも声を上げておいて、要望をしていただきたいと思いますというふうに思います。

そしてさらに、この救急車が現場に到着するまでの平均9分30秒というこの時間について

て、全国的に見るとどうなのかということと、西和消防で基準を持っていないのか、その点に照らすとどうなのかということで、お尋ねしたいと思うんですが。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 救急隊が到着する平均の現場所要時間は、平成20年中の奈良県下の平均の所要時間が7分42秒となっております。西和消防組合におきましては、それに準じていくものだろうというふうに考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この救急車の到着時間についても、今の消防力の中で9分30秒ということでもありますので、これについても引き続き向上をさせていくということで西和消防組合単独でいくのか、広域化されることになるのかわかりませんが、これについても強化をしていく、充実をしていくという立場で進めていっていただきますように、要望をしておきたいと思います。

次に4点目ですが、広域化によって現場要員の増強、予防や救急の高度化、専門化ができるというふうにされていますが、西和消防の現状はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 西和消防組合の現状でございますけども、職員の消防力整備指針と現有数の比較では、先ほど申しましたように充足率は79%で決して職員の多い状況ではありませんけども、有事の即応体制をとるための必要人員は確保されているものと考えております。しかし、専門的な研修を受けるなど、他の職員への業務負担がかかる場合もありますことから、研修を受ける機会が少ないのが現状であります。以上です。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 漠然と、こういうふうに広域化すると専門家や高度化、そういった職員がつくれますよというふうに県からも説明はあるんですが、具体的にはどういったものなのか、また西和消防単独で、今現在、こういったことについてはどういう取り組みがされてるのかという点についてはいかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 先に西和消防組合での現状、研修の現状を申しあげさせていただきます。平成23年度の実績でございますけども、奈良県消防学校へ18名が行っております。内訳としましては、初任教育、また専科の教育救急科、あるいは専科の教育予防査察科、また専科の教育救助科、教育初級幹部科、特別教育火災原因調査講習会、また特別教育気管挿管の講習会等でございます。また、救急救命にも九州の研修所ですけれども派遣をいたし

ております。また、救命士の病院実習があります。それから、緊急自動車運転技能者の研修、ガス溶接技能の講習、また、潜水士スキューバー講習、山岳救助講習、それから心のケア研修など、平成23年度は75名の消防隊員が研修を受けている状況でございます。

あと、職場の広域化につきましては、広域化を進めますと職員が通信の関係とかは職員が統合されて余ってくる、そして消防の現場職員についても増員がなされていきますので、研修へもそういう専門研修とか受ける機会は消防職員にはふえてくるものと、このように考えられるところでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この現場要員が増強できるという点については、私少し議論をしておく必要があるのかなというふうに思うんですが、県の説明では、部長おっしゃるように広域化後、通信部門の統合がされて、今までいろいろばらばらで受けていた所がひとつになるので、その分職員が、言い方は悪いかもしれませんが、浮いてくると。そういった浮いた職員が現場に回せるよということは確かに説明されていますが、しかし、それと同時に25年から33年にかけて70名から80名程度職員を削減するというふうにも説明がされているんです。ですから、広域化直後には現場要員が確かにふえるかもしれませんが、その後は今の基準を維持するというので、どんどん職員の削減が行われていけば、充実・強化をするという方向にはならないんじゃないかなという問題が私は疑問としてあるんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） そのことにつきましては説明は受けておりませんので、また、広域化協議会のほうで議論をされていくのではないかなと、このように思っております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それとあわせまして、そもそも今回の広域化というのが消防力の低い地域をどうカバーしていくのかということで、国はお金出しませんよと。県も最終的にデジタル化についての費用は2分の1負担すると渋々言いましたけども、もともとは奈良県下の市町村で財政的にも賄って補っていきなさいよというのが示されているものであって、この低い地域をカバーするという点から見ると、せっかく統合をされて効率化を図って、通信部門の職員さんの人数が減らせても、その先ほどの浮いた職員さん、これは南部地域、消防力の低い地域に流れていってしまうということで、西和消防自体の職員の増強にはならないのではないかなというふうに私は疑問を持っています。この点についても今お尋ねしてもお答えできないと思いますので、今後、そういう問題についても具体的にどうなっていくのかと

いう点について、きちっと協議会の中で明らかにしていっていただきたいというふうに思いますので、要望しておきたいと思います。こういうことを考えますと、西和地域、西和消防にとって、この広域化に参加をする、合併をするというのが果たしてメリットがあるのかどうかという点で言いますと、私はデメリットのほうが大きいのではないかというふうにも考えていますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 消防の広域化のデメリットとおっしゃいますけども、今まで広域化協議会のほうで議論をされてきました資料の中で書かれていること、メリットがございませう。そのメリットを見てみますと、やはり広域化協議会で一元化していくのがメリットが多いようには思います。

ただ、今、質問者がおっしゃいましたようにいろいろ問題点あげていただいておりますけども、そういったことは今後の検討課題として、それはそれなりに研究をし、また判断をしていかなければならない部分もあろうかと思っております。以上です。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは次に、5点目になりますが、消防無線のデジタル化の必要性と財政負担についてお尋ねをいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 消防無線のデジタル化の必要性と財政負担でございます。

先ほど質問者もおっしゃっておりますが、平成15年10月に無線通信におけます患者情報等の秘匿性の向上や、各種データの伝送といった通信の高度化の必要性から、総務省の電波法関係審査基準が改正をされまして、現在使用をしているアナログ周波数の使用期限が平成28年5月31日までと定められたところにより、デジタル周波数への移行が必要となったものであります。

県及び消防広域化協議会の試算によりますと、広域化の対象となる11消防本部がそれぞれ単独で整備を行った場合、無線整備に約45億円、指令センターの整備に約50億円、合計95億円の費用となりますが、広域化により、1消防本部となった場合には、無線整備で約30億円、指令センター整備で約17億円、合計47億円と、単独で整備する場合に比べ約半額の費用となるものと予想がされております。

また、整備費用につきましては、防災対策事業債による借り入れを行った場合には、費用の45%が交付税算入となりますため、実質の負担は整備額の55%となるとともに、広域化に実費の負担額が整備額の55%、先ほどの例で合わせますと53億円となるとともに、

広域化にあわせて一体的な整備を行うこととした場合には、県が償還金の2分の1を負担するように検討をされておりますので、実質的な負担額はさらに減って整備費用の27.5%、26億円程度となるものと思われま

す。それから、それを西和消防組合のほうで試算して当てはめてみますと、広域消防として消防無線のデジタル化を単独で行った場合には、まず事業費として8億4,300万円が必要となります。交付税措置後の実質的な負担額は4億6,400万円になります。

これに対して広域で整備を行った場合には、西和消防組合の負担額は約2億7,300万円になります。そのうち、また県の2分の1に相当する額が補助されますので、実質的な負担額は西和消防組合に当てはめると1億3,500万円となります。

このことから、広域化により約3億3,000万円程度削減できるメリットが生まれてくるということになります。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、単独の場合と広域化をした場合とで比較をして金額を出していただきましたけども、これ西和消防で3億何がしということで、私も斑鳩町で換算をして計算をしてみますと、広域化に参加をすることでデジタル化を進めるのと、西和消防独自でいくのでは6,700万円程度、町の負担が変わってくるという事実があるなということはい

っかり見ておかなければいけないというふうには思うんですが、ただ、この広域化イコールデジタル化という形で進められていきますが、このデジタル化というのが平成28年の5月までに実施をしなければいけない。これ、法改正でアナログ回線が終わってしまいますので、これは必ず移行していかなければいけないものなんですけど、ただ、今進めている協議会の説明が不十分な中で、果たして広域化がそのスケジュールに合わせていけるのかという問題があるのと、デジタル化にだけ参加をするというようなことはできないのか、この点については私はデジタル化について県の補助金があったり、国から交付税算入があるので、これはきちっとそういうものをいただきながら進めていくべきだというふうには思うんですが、その辺は切り離しては考えられないのか、協議会の中でそういう議論はされていないのかについて、お尋ねしておきたいと思

います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） その単独で、広域化協議会から外れて単独でデジタル化の整備ということでは、県の補助が出るかどうかはわかりませんので、そういったことについてはわからないという状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 県のデジタル化の補助金については、各地域によってその消防力を高めるために自分のほうも努力をすると、そういう団体に対して補助金を出しますよということになっておりますので、今、奈良市も当然出ておりませんし、生駒市も出しておられません。デジタル化だけここで考えていくというのは非常に難しい問題でありまして、広域化というのは、木澤議員が最初から質問されておりますように、先ほどうちの西本部長も答弁しておりますように、あくまでも奈良県全体の消防力を高めよう、西和消防の消防力と大阪市の消防庁の本部とどちらが消防力が高いかといったら、これは大阪市です。いろんな専門職もおられますし、大規模災害のときの職員さんの能力・技術力というのをを持った職員さんが相当おられます。そういうことに限って観点から今現在、こういうことで進められておるということをお前提であるというふうにご理解をいただきたいと思えます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 最終的なところで、この問題は副町長がおっしゃった問題についても論議したいと思いますが、では、この広域化に参加をしないとデジタル化が進められないのかという点でいうと、これまで西和消防独自に組合で独自で積立金を貯めてきているというふうに思うんですが、その金額はいくらになっているのか、それによって西和消防単独でデジタル化への移行は可能かどうかということを確認しておきたいと思えます。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 基金、西和消防組合の平成23年度末現在の基金残高でございますが、これは5億3,961万4,000円でございます。で、そのお金でデジタル化が単独でできるのかということでございますけれども、それについては整備の関係とかわからない状況でございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 先ほど費用の関係で見ると、金額的には、私は単独でも十分移行可能なというふうに思います。今、基金の金額を確認させていただきましたので、西和消防としてこれだけの基金を持っているということについては確認をさせていただきます。

次に、6点目に移ります。広域化によって、現在11の消防本部がひとつの消防本部、ひとつの指令センターになるということで、例えば通報件数が多くて対応できなかったり、また指令センターが事故に遭った際のリスクが生じないかという点について、町の認識をお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） ひとつの指令センターになることで通報が1か所に集中し、通報

件数がふえることは予想はされますが、既に大阪市や堺市などの人口規模の大きな団体によっても同様に運用されておりますので、通報が集中することにより問題は生じることがないというふうに考えております。なお、指令センターは人口90万人規模を想定し、その規模に応じた指令団員の数、人員が配置される予定というふうになっております。また、指令センターの事故リスクにつきましては、建物については耐震構造を堅固なものとしているために、建物の倒壊等は想定をされていないところであります。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 県のほうでもそういった説明がされていまして、ただ、今、通信部門にいる人数とその通報件数等を計算して広域化後の通信部門の必要人員というのを割り出しているのかなというふうに思いますが、ただ、現場で果たしてどういう状況があるのかというと、これ以前の一般質問等でも私のほうで申しあげさせていただいたと思うんですが、例えば、西和消防の現場でも通信部門の職員さんだけでなく、現場部門の職員さんも例えば119番通報の対応に追われてしまっているような現状があるということについて、私は果たしてそういう状況も県がつかんで、きちっと広域化後のシミュレーションをされているのかという点では、1つ心配があるというふうに申しあげておきたいと思います。

それと、確かにリスクの問題で言いますと、耐震化構造、当然、大きな災害を予想して強化をしていこうということですので、建物自体の耐震化はされていくと思いますが、実際にはどういった状況が起こるのかわからない、そういうことで、もし万が一、指令センターが機能しなくなるという状況についても、私は考えていくべき必要があるというふうに思います。そういう観点から見ますと、ひとつにすると指令をそこから全部出しやすいということと一定効果があるのかもしれませんが、しかし、やっぱり何かあったときのためにほかの消防体制を作っておけば、そこが代わりになって機能することができるという点から考えますと、国のほうでも30万人でひとつの規模の広域化を図るというふうに示されておりますことから、また、奈良県の人口は90万人ですけども、広大な面積をひとつの指令センターで管理するというよりも、例えば30万人ずつで3つの指令センターをつくるというリスク分散型の組み合わせも考えられるのではないかとこのように思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 今までの説明では、1消防本部というふうにしか説明を受けおりませんので、今おっしゃいますような3つに分散しての消防本部につきましては、今のところコメントできないと考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私は、今、当然、ひとつの消防本部で広域化を進めるということの協議会なので、そういう方向での検討はされていると思いますが、選択肢としてはそういう方向も、3つに分散するという方向もあるということで、町のほうでそれは認識として持っておいていただきたいなど。必ず1本に広域化をしなければいけないという県の姿勢に乗っかってしまうのは果たしていかなものかという点については、柔軟な角度から検討をしていていただきたいというふうに申しあげておきたいと思います。

次に、消防職員の給与の問題ですが、消防本部間で職員さんの給与については相当な格差があって、なかなかその給与の問題をどう解決していこうかというところで非常に困難さがあるというふうにお聞きしていますが、消防本部ごとの給与というのはどのようになっているでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 11消防本部の給与でございますけども、すべて行政職給料表を適用いたしております。それぞれ消防本部によって異なっておりますが、8級制が5本部、7級制が5本部、6級制が1本部となっており、西和消防組合は7級制でございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、給与体系のことで説明をしていただきましたが、平均給与月額で見て、各消防本部ごとの給与の差というのはあるというふうに認識しておいてよろしいんでしょうかね。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） それにつきましては当然、各消防本部ごとに給与差はあると考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この問題は広域化を進める中で、私も大きな問題なのかなというふうに思います。例えば、これ給与を下げるという方向で調整をしようとするれば、当然、現在高い水準の給与を出している消防については反対をするだろうし、職員の士気にもかかわってくるものだと思います。また、逆に高い水準に合わせようとするれば財政の問題が出てきます。ですので、今後、この問題についてはどういった方向性が示されるのかというのは十分注視していただきたいというのと、あわせて西和消防の職員さんの声などもきちっと汲み上げていただいて、それもしっかりと判断材料にしていく必要があるというふうに思いますので、そのことについても指摘をしておきたいというふうに思います。

それでは次に、住民への説明等についてどう考えておられるのかという問題ですが、この間1回、総務委員会でご説明をいただきましたが、議会に対しても十分な説明はなされていないという状況だと思うんです。その点については、今、議長のほうで検討をしていますが、さらに住民への説明に至っては全くなされていない現状だというふうに思うんです。この問題について、住民の皆さんの声をお聞きしようと思っても、今、消防の広域化が進められている、そういったことすら知らないという現状だと思います。住民の安全・安心に直結する問題であることから、住民が問題を認識し、判断できるだけの情報提供を行い、住民の声を十分反映できる形で説明があつてしかるべきだというふうに思うんですが、この問題について町としてどのように認識し、今後どのようにされていこうとしているのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 住民の皆様への説明については十分説明が必要であるというふうには考えているところではありますけども、広域化協議会の事務局では、ホームページ等の広報は行っておりますけども、広域化協議会主催の住民説明会の予定はないというふうに聞いております。しかしながら、各市町村で説明会等が開催される際には、必要であれば広域化協議会職員が出向いて広域化についての説明をさせていただくとのことでありますので、今後、広域化協議会での検討結果や動向も見ながら判断をしていきたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私は、きちっと住民が判断できるだけの情報提供を行うべきだと、少なくともやっぱり住民説明会というのは開催をしていく必要があるというふうに思いますので、きちっと県のほうにも要請をしていただいて、説明できる人に来ていただいて、説明会を開催していただきたいというふうに思います。今、町のほうでも検討をさせていただくという答弁をいただきましたので、今後、具体的に、いつ説明会が開催されるのかという点については、また決まり次第、報告をしていただくようお願いをしておきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 住民説明会は、必ずするというふうには申しておりませんで、広域化協議会の動向を見ながら検討をするということでございますので、検討をしていきたい、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私は、やらないという選択はないのかなと、必ずやってほしいというふうをお願いをしています。今すぐやると、やらないという答弁を求めてはいませんので、

その点についても十分検討をしていただきたいというふうに思います。

それでは、9点目の質問に移りますが、最後に、スケジュールの問題、それと現時点での町長の考え方ということについてお尋ねをいたします。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） 今後のスケジュールということでございます。

ことしの11月に11消防本部の管理者、県消防機関で構成をされます小委員会の開催があります。また、12月には広域消防運営計画の策定、広域化協議会総会の開催、そして構成の市町村長によります消防広域化協定の調印が行われることとされております。

また、平成25年1月には、新消防本部設立準備室の設置、3月に市町村における新消防体制規約の合意、また6月には市町村議会におけます新消防体制の規約の議決、そして9月には総会並びに県知事との法定協議を行い、新消防本部が設立される予定であります。

新消防本部が設立されますと、まずは総務部門が統合をされ、無線のデジタル化の推進や現場部門の統合計画案の検討、協議調整が行われまして、平成28年には通信部門の統合、そして平成33年には現場部門を統合し、全体を一本化する計画というふうに聞いております。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 現時点の私の広域化に関する考え方についてのご質問ですが、広域化協議会の資料で示されました、災害時における初動体制や増援体制の充実強化、救急救命士等の専門要員の養成・専従化、消防救急無線デジタル化に係る経費削減などのように、全ての市町村において広域化によって期待できるメリットは確かにあると考えております。

今後も統一した給与体系の策定など、広域化協議会から提示される資料や検討結果を十分検証しながら、広域化への参加については検討をしていく必要があると考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） まず最初に、スケジュールのところ、3つ確認しておく必要があるかなというふうに思うんですが、12月に市町村長の調印が行われるということですが、これはこういった意味での調印になるのでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） この調印につきましては、これまでの消防広域化についての確認のための調印というふうに聞いております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ということは、最終的に広域化に参加をするための調印ではないと

いうふうに理解をしておいていいですか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） はい、そのとおりでございます。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 次に、3月に新消防体制規約の合意というのがありますが、これは誰がどのような形で合意を形成することになるのでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） この11消防本部を組織します37市町村が、この新消防体制の規約の合意をされるというふうに聞いております。37市町村が合意をされるというふうに聞いております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 市町村ということは、斑鳩でいったら町長ということになると理解していいですか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） はい、そういうことになるかと思っております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それと、最終的に6月に市町村議会の議決をもって新たな広域化に進んでいくということですが、当然、そうすると西和消防組合を解散すると。解散して広域化に参加をしていくという形になる、そのための議決が、規約の議決が必要やという形で、ここで最終的にそれぞれの町が広域化に参加するかどうか最終判断がされるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 西本総務部長。

○総務部長（西本喜一君） この25年6月で市町村の議会で議決をしていく、このようになります。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 最終的に、議会の議決を経て広域化に参加するかどうかを決めるということですが、今3つ要所を確認させていただきましたが、これ、スケジュール的に見ても、もう余りにも時間がやっばりないんですね。これまでのいろいろ質問もさせていただきましたが、県のほうから十分な説明がまだなされていない、私は最終的に判断できるような状況でないというふうに思っているんです。ですので、今、協議会に参加していただいているのは町長になりますので、この点について十分な説明がなされるよう、議論ができるよう

に、拙速にスケジュールどおりに進めるべきではないということをその協議会の中でもぜひ発言していただきたいなというふうに思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、木澤議員がおっしゃるように、積極的に発言をしてくれということですけども、これは今までの経緯を見ていく中で、聞く時間がないとかあるとかいう問題よりも、やはり県が一本化にしていくという中で、やっぱりいろいろな角度からデジタル化の問題等についても非常に安いと。ただ、我々やっぱり西和広域消防でも、やっぱり皆さん方がおっしゃるように斑鳩町の負担が、3億に近いわけですから。やっぱりそこらのことを十分考えていかなかったら、これからやっぱり斑鳩町が人口が多いからあるいは財政基準から、あるいはそういうものでいくとなったら、この給料体系でもやっぱり斑鳩町が負担するのならやっぱり、1人29万円ぐらいの負担はするわけですから、そういうことを考えていきますと、やっぱりそういう点についていろいろな関係で一元化を図っていくという中では、やっぱりある一定の方向づけができていくんではないかと。やっぱり国の補助を受けれるものもらい、県がそういう配分をどうしていくのかということやっぱりこれからの課題だと思いますし、我々にとってはそういう中で、西和消防組合の組合会議があるわけですから。その中で私と議長が組合員ですから、そこで発言をできるときは発言をするということですので、今の方向では、先ほど私の考え方を申しあげたように、広域化への参加については十分検討をしていく必要があるということも申しあげますように、やっぱり十分議論はして、最終的にはやっぱり決めていきたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それぞれ、今、広域化にかかわっての問題点が多岐にわたる形であり、私の方から提案をさせていただきましたが、そもそも今、冒頭に申しあげましたように、大規模災害が予測されるという中で、求められているのは消防力の充実、地域の消防力をどう底上げしていくかということだというふうに思うんです。その点でいうと、もっとやっぱり国や県が財政的にもきちっと役割を發揮していただかなければ、市町村にお任せして、自分たちで助け合いで、それだけで何とかしなさいよというのではカバーできないというふうに思いますので、私はそのこともきちっと町のほうから国や県に対して意見をあげていっていただきたい。そして最終的に、判断としては、メリット・デメリットを比較して、奈良市・生駒市のように協議会を脱退するという選択肢もあるというふうに思うんです。十分な判断材料が出ない場合は、私は脱退して、西和消防として単独で運営をする中で、広域化されたらどうなるかというのを冷静に見ていくということも必要である

というふうに考えますので、この点については私の意見・要望として申しあげておきたいと思います。

それでは次に、2点目のごみ問題についてですが。この間、不燃ごみを出す日に、業者になるのか個人になるのかわかりませんが、朝から車で乗りつけてやってきて、不燃ごみの中から金目の物を抜いてそのまま放置していくということが、私の地元の自治会で見られまして、これについて自治会の役員さんなどが朝パトロールに出て、そういう人が来たら注意をするということで対応はされていますが、見てるとほんとに口論になって、もう大げんかになっているような状況ですね。そうした住民さん同士のけがをするような危険な状況に発展しかねないという心配と、さらに私の住んでいる地域だけではなくて、町内でほかの地域でもこういった事例が確認されているかというふうにも思うので、この問題について、今後、町として対策を立てて対応していただきたいというふうに思いまして、質問にあげさせていただきます。町の認識と今後の対応について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾 善亮君） 自治会内のごみの集積場所に出されております不燃ごみの中から金属類などを抜くという行為が、町内の複数のごみの集積場所でも起っているということは、町としても認識をしております。

その対策につきましては、先進地の事例を今研究しているところでございますけれども、一般的にはごみ集積場所に出されたごみについては所有権がないという解釈がされておまして、警察においても集積場所に移動されたごみの中から金属類を抜き出すという行為を取り締まることは難しいというふうに聞いております。

しかしながら、新聞紙でありますとか古紙、アルミ缶などは廃棄物と区分をいたしまして資源物ということで収集をされているという自治体がほとんどでございます。自治体が収集する前に資源物を無断で持ち去るという行為がふえることについては、住民の方のご理解とご協力のもとで行っておりますリサイクルシステムが崩れてしまうという恐れがございます。そういったことから、先進地の事例として資源物の所有権は自治体に帰属するということや、資源物を自治体以外の者が持ち去るという行為の禁止を規定した条例を制定して、警察とも協力して取り締まりを進めておられる自治体がございます。県内でも桜井市、生駒市など、9自治体が条例を制定をされておまして、桜井市、生駒市、葛城市につきましては罰則規定を設けた条例となっております。

しかし、先進地の事例の中でも、条例制定後、警察との連携したパトロール等によって罰則が適用され、順調に持ち去りの件数が減少しているという自治体もございます。一度は少

なくなった持ち去りが再びふえるというケースもございます。また、罰則規定があるものの、警察によりましては資源物であっても、あくまでもごみということで告発までは至らず、条例の効果が余り出てないという所もございます。また、窃盗罪を適用する場合には、持ち去られた品物がその自治体が有価で売却する予定であること、あるいは持ち去り行為によってその自治体の財産を侵害すると、この行為をされる方自身が認識した上でその行為を行っていることを立証するという必要があるため、先進地におきましては持ち去りの禁止の対象をアルミ缶や新聞紙などの資源物のみとしておりまして、有価で売却できない不燃ごみの廃棄物を対象にしているという所はございません。不燃ごみの持ち去り行為に対しては条例で規制するのは現段階では難しいのではないのかというふうに考えております。

しかしながら、この国会におきまして、電子レンジやあるいはビデオカメラ等のこれまで廃棄物とされてきた小型家電のリサイクルを促進をさせるため、使用済みの小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が成立をしております。現在、一部の小型家電や金属類はリサイクル業者が有価で買い取りできるという状況にあるため、この法律の施行に伴いまして今後、小型家電は種類ごとに分別されて、そのことによりまして資源物の枠組みが広がって、さらに持ち去り行為や海外への流出など、不適正処理が増加するという事も懸念されます。

当町におきまして、今後、この使用済み小型電子機器等の再資源化処理を行うため、不燃ごみから小型電子機器類の分別収集、売却といった仕組みを構築していきたいというふうに考えておりまして、これにあわせてこの持ち去り対策についても検討をしていく必要があると考えております。

それまでの間につきましては、まず住民の皆様からの目撃情報、あるいはご相談をもとに必要に応じてごみ集積場所のパトロールを実施するなど、持ち去り行為の抑制に努めてまいりますとともに、今後、小型家電の分別収集の計画とあわせまして、警察との協議を行いながら、効果的な持ち去り防止策として条例制定について罰則規定を設けるか設けないかということについても含めまして検討をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（嶋田善行君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（嶋田善行君） 以上で、14番 木澤議員の一般質問は終わりました。

11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 先ほど、私の一般質問の中で、いじめ問題の質問の中の3番目の質問、最後の部分において、「いじめる側」が100%悪いと申しあげたつもりが、「いじめられる側」と発言したとのご指摘がありましたので、「いじめる側」に訂正をお願いをした

いと思います。よろしく願いいたします。

○議長（嶋田善行君） これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

（午前11時22分 散会）